

<p>本人・直系血族（父母・子・孫等）・戸籍に記載されている者（配偶者等）</p>	<p>委任状なしで、請求することができます。</p> <p>※ 配偶者であっても、夫・妻の父母戸籍は委任状なしで取得することはできません。</p>	
<p>第三者</p>	<p>本人または上記の者からの委任状が必要です。</p> <p>※ 兄弟・姉妹であっても委任状が必要な場合がございます。</p> <p>※ その他、場合によって後見登記等の登記事項証明書等が必要になります。</p> <p>⇒詳しくは下記までご連絡下さい。</p>	
<p>法人である場合</p>	<p>A) 代表者請求</p>	<p>代表者の資格を証明する書面（代表者事項証明書）の提出</p>
	<p>B) 支配人請求</p>	<p>支配人資格を証明する書面（登記事項証明書）の提出</p>
	<p>C) 従業員請求</p>	<p>社員証の提出、代表者が作成した委任状の提出等</p>